



鳥取県公報

令和6年4月26日（金）
第9591号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（293）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業計画の変更（294）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（2件）（295・296）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（2件）（297・298）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
	随意契約の相手方の決定（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	落札者の決定（4件）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

告 示

鳥取県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団高田内科医院	境港市東雲町7	令和6年2月6日
医療法人はぐくみ伊藤歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭1708-3	令和6年2月29日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
一般財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	令和6年2月29日

鳥取県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 富益地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年4月26日から同年5月16日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第295号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町河上字蟹ヶ谷1244の3、1245、1248

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第296号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町萩原字宮谷781の1、781の2、783、784、785の1、786、787、789から791まで、792の1、792の2、794の1、字モカリ原859

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月26日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

退任した役員の氏名及び住所

理事	秋 吉 正 士	鳥取市青谷町河原813
〃	飯 田 伊知郎	鳥取市鹿野町中園183
〃	中 原 隆	鳥取市青谷町河原332-11
〃	中 原 睦 夫	鳥取市気高町土居98
〃	長谷川 具 章	鳥取市青谷町河原272
〃	房 安 正 勝	鳥取市青谷町河原377-7
〃	山 本 寿 明	鳥取市青谷町青谷664
監事	棚 田 景 己	鳥取市青谷町青谷615
〃	長谷川 寛	鳥取市青谷町河原831

令和6年3月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	飯 田 伊知郎	鳥取市鹿野町中園183
〃	柴 田 雅 史	鳥取市青谷町河原120-5
〃	中 原 隆	鳥取市青谷町河原332-11
〃	長谷川 寛	鳥取市青谷町河原831
〃	長谷川 具 章	鳥取市青谷町河原272
〃	房 安 哲 弘	鳥取市青谷町河原340-4
〃	山 本 寿 明	鳥取市青谷町青谷664
監 事	植 田 勝 美	鳥取市青谷町青谷4300-14
〃	落 合 佑 樹	鳥取市気高町浜村783-894

令和6年3月22日就任 任期3年

鳥取県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月26日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

退任した役員の氏名及び住所

理 事	神 谷 博 文	岩美町大字院内262
〃	大 森 彰 稔	岩美町大字馬場85
〃	谷 口 和 義	岩美町大字延興寺53
〃	岸 龍 司	岩美町大字大谷586
〃	谷 垣 敏 雄	岩美町大字外邑352-2
〃	橋 本 昭 徳	岩美町大字河崎447
〃	原 田 泰 一	岩美町大字大谷796-2
〃	中 島 隆 敏	岩美町大字岩井574
〃	足 立 公 司	岩美町大字真名69
〃	山 口 浩 司	岩美町大字長谷851
〃	山 本 勝	岩美町大字白地165-4
〃	谷 口 博 義	岩美町大字相山37
〃	平 田 政 弘	岩美町大字本庄482
〃	前 田 節 夫	岩美町大字太田134
〃	高 村 義 正	岩美町大字岩常278
〃	横 田 光 男	岩美町大字長郷123
〃	北 村 量 弘	岩美町大字荒金360-1
〃	山 田 健 一	岩美町大字黒谷98
〃	田 中 智 臣	岩美町大字池谷312
〃	滝 山 節 夫	岩美町大字小田192
〃	中 村 庄 一	岩美町大字大谷491-5
〃	原 田 健太郎	岩美町大字大谷1421-6
監 事	大 西 勇	岩美町大字大谷1881-1
〃	澤 孝 也	岩美町大字大谷641
〃	宮 谷 康 裕	岩美町大字岩常555
〃	亀 井 勲	岩美町大字黒谷29-3

令和6年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	中 島 隆 敏	岩美町大字岩井574
	〃 足 立 公 司	岩美町大字真名69
	〃 山 口 浩 司	岩美町大字長谷851
	〃 岡 本 正 彦	岩美町大字白地521
	〃 谷 口 博 義	岩美町大字相山37
	〃 西 村 薫	岩美町大字馬場111-1
	〃 中 道 治	岩美町大字本庄488-2
	〃 前 田 節 夫	岩美町大字太田134
	〃 橋 本 昭 徳	岩美町大字河崎447
	〃 奥 田 晃 也	岩美町大字岩常663
	〃 岸 本 彰	岩美町大字長郷127-1
	〃 神 谷 敏 男	岩美町大字院内435-2
	〃 北 村 量 弘	岩美町大字荒金360-1
	〃 亀 井 勲	岩美町大字黒谷29-3
	〃 田 中 智 臣	岩美町大字池谷312
	〃 宇和田 修	岩美町大字延興寺359
	〃 谷 垣 敏 雄	岩美町大字外邑352-2
	〃 滝 山 節 夫	岩美町大字小田192
	〃 大 西 勝	岩美町大字大谷519
	〃 大 西 正 育	岩美町大字大谷503-1
	〃 澤 浩 一	岩美町大字大谷637
	〃 原 田 泰 一	岩美町大字大谷796-2
	〃 寺 尾 孝 則	岩美町大字大谷1866
監事	田 中 博 樹	岩美町大字大谷1868
	〃 高 垣 雅 則	岩美町大字岩常704-3
	〃 山 本 淳	岩美町大字銀山286

令和6年4月1日就任 任期4年

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称

東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務

(2) 借入物品の名称

東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）

(3) 業務の仕様

入札説明書による。

(4) 業務期間及び賃貸借期間

業務期間は令和6年9月1日から令和10年10月31日までとし、賃貸借期間は令和6年10月1日から令和10年9月30日までとする。ただし、令和7年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和10年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

(7) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃貸料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年5月14日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した借入物品（令和6年4月26日（金）以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和6年4月26日（金）午前11時から同年6月6日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年4月26日（金）から同年6月6日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年6月21日（金）から同月28日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和6年6月28日（金）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者の商号又は名称を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に令和6年5月27日（月）午後5時までに提出すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)

の場所に令和6年6月6日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力し、又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction middle speed color copy machines in the Tottori Prefectural Head Office

(2) June 6, 2024 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 28, 2024 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 27, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division,

Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori, 680-8570, Japan

Tel : 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称

東部地区納入分 複合機（白黒、高速機）の賃貸借及び保守業務

(2) 借入物品の名称

東部地区納入分 複合機（白黒、高速機）

(3) 業務の仕様

入札説明書による。

(4) 業務期間及び賃貸借期間

業務期間は令和6年9月1日から令和10年10月31日までとし、賃貸借期間は令和6年10月1日から令和10年9月30日までとする。ただし、令和7年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和10年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

(7) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関

する申請書類を令和6年5月14日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した借入物品（令和6年4月26日（金）以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和6年4月26日（金）午前11時から同年6月6日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年4月26日（金）から同年6月6日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年6月21日（金）から同月28日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和6年6月28日（金）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者の商号又は名称を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に令和6年5月27日（月）午後5時までに提出すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和6年6月6日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力し、又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction high speed black and white copy machines in Prefectural Government Office Buildings located in East Region of Tottori Prefecture

(2) June 6, 2024 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 28, 2024 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 27, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori, 680-8570, Japan

Tel : 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県交通管制センター中央装置（上位装置）賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約締結日から令和12年2月28日（木）

イ 借入物品の納入期限

令和7年2月28日（金）まで

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和7年3月1日（土）から令和12年2月28日（木）まで（60月）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と

し、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料(仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。)及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を、令和6年5月9日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件調達公告に示した物品を1の(4)イの期限までに納入場所に納入することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ及びキの要件を全て満たしていること。また、(1)のオの要件については、2者のうちいずれか1者が提供することができる場合には、当該要件を満たすものとする。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和6年5月9日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係
電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和6年4月26日(金)から同年5月8日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月13日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に令和6年5月21日(火)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Traffic control center central unit (high-ranking unit) , 1 set

(2) May 21, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 13, 2024 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

June 12, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi Tottori-shi Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	令和6年度航空燃料（ジェットA-1）等
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和6年3月22日
4 契約の相手方の名称及び所在地	永瀬石油株式会社 米子市尾高町47
5 契約金額	(1) 航空燃料 ア 航空燃料 1リットル当たり157.8円 イ ドラム缶入り航空燃料 1リットル当たり212.3円 (2) 時間外給油業務手数料 ア 午前5時から午前5時59分まで及び午後7時から午後10時59分まで 1回当たり2,500円 イ 午後11時から翌日午前4時59分まで 1回当たり3,250円 (3) 時間外給油業務手数料（(2)のほかANAの減便により営業時間の短縮が行われた場合の当該短縮された時間内の業務に係る手数料） 午前6時から午前7時59分まで及び午後5時30分から午後6時59分まで 1回当たり1,500円

- 6 随意契約による理由 特許権等の排他的権利に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。(政令第11条第1項第1号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 再生紙(PPC)用紙 A3ほか
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和6年3月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 山野商事株式会社
鳥取市商栄町160-4
- 5 落札金額 再生紙(PPC)用紙A3 1箱当たり2,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
再生紙(PPC)用紙A4 1箱当たり2,239円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
再生紙(PPC)用紙B4 1箱当たり3,410円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
再生紙(PPC)用紙B5 1箱当たり1,705円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 令和6年1月26日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 除雪トラック(10トン級)(中部) 1台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和6年3月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター
鳥取市湖山町東三丁目20
- 5 落札金額 40,260,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 令和6年2月6日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	除雪トラック（7トン級）（鳥取）	1台
2 契約方式	一般競争入札	
3 落札日	令和6年3月22日	
4 落札者の名称及び所在地	UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター 鳥取市湖山町東三丁目20	
5 落札金額	35,420,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 入札公告日	令和6年2月6日	
7 落札方式	最低価格落札方式	
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	除雪トラック（7トン級）（米子）	1台
2 契約方式	一般競争入札	
3 落札日	令和6年3月22日	
4 落札者の名称及び所在地	UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター 鳥取市湖山町東三丁目20	
5 落札金額	35,970,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 入札公告日	令和6年2月6日	
7 落札方式	最低価格落札方式	
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220	